

議案第106号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「に支給する場合には100分の115、」を「及び」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、」を「及び」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」を「100分の95」とあるのは「100分の55」に改める。

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「及び12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び <u>12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び <u>12月に支給する場合においては100分の95</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合に <u>おいては100分の115</u>、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合に <u>おいては100分の95</u>、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の7</p>

_____」とする。
4～6 略

0」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」とする。
4～6 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の115 _____を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の95 _____を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55
_____」
_____」
_____」
_____」と
 する。

4～6 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.15	1.025	2.175	1.15	1.025	2.175	<u>1.125</u>	1.025	<u>2.15</u>
	12月期	1.20	1.025	2.225	<u>1.15</u>	1.025	<u>2.175</u>	<u>1.175</u>	1.025	<u>2.20</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	2.05	4.65	<u>2.55</u>	2.05	<u>4.60</u>	2.55	2.05	4.60
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.95	1.225	2.175	0.95	1.225	2.175	<u>0.925</u>	1.225	<u>2.15</u>
	12月期	1.00	1.225	2.225	<u>0.95</u>	1.225	<u>2.175</u>	<u>0.975</u>	1.225	<u>2.20</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.20	2.45	4.65	<u>2.15</u>	2.45	<u>4.60</u>	2.15	2.45	4.60
	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.65	0.50	1.15	0.65	0.50	1.15	<u>0.625</u>	0.50	<u>1.125</u>
	12月期	0.70	0.50	1.20	<u>0.65</u>	0.50	<u>1.15</u>	<u>0.675</u>	0.50	<u>1.175</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
合 計	1.45	1.00	2.45	<u>1.40</u>	1.00	<u>2.40</u>	1.40	1.00	2.40	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和2年度の支給月数)			第2条による改正 (令和3年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.55	0.60	1.15	0.55	0.60	1.15	<u>0.525</u>	0.60	<u>1.125</u>	
12月期	0.60	0.60	1.20	<u>0.55</u>	0.60	<u>1.15</u>	<u>0.575</u>	0.60	<u>1.175</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	1.20	2.45	<u>1.20</u>	1.20	<u>2.40</u>	1.20	1.20	2.40	
施 行 期 日	公布の日。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日									